

薩摩川内市森林炭素マイレージ事業補助金交付要

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市森林炭素マイレージ事業補助金交付要綱（令和3年薩摩川内市告示第231号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 要綱第14条の規定に基づく様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第6条の補助金に係る交付申請の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。
- (2) 要綱第6条第1項第1号の**事業実績書**の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。
- (3) 要綱第6条第1項第2号の**事業収支精算書**の様式は、別紙様式第3号のとおりとする。
- (4) 要綱第7条の**交付決定及び交付確定通知書**の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。